

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第570号

2013年（平成25年）7月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年6月24日付けで諮問（第570号）された食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成25年6月11日付けで横浜弁護士会会長より、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定に基づき、生活衛生課で保有する食品営業許可台帳情報（飲食店営業の営業者情報）の照会がなされた。

弁護士法第23条の2の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合には該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜弁護士会会長に対し、食品営業許可台帳情報（飲食店営業の営業者情報）を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 食品営業許可台帳情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

台帳番号，状態，許可番号，申請者住所，申請者氏名，申請者生年月日，営業所所在地，営業所名称，営業所電話番号，業種，初回許可番号，初回許可年月日，直近（更新）許可年月日，有効期限，許可期間

イ 目的外に提供する相手方

横浜弁護士会会長

ウ 目的外の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，弁護士法第23条の2の規定に基づくものである。

弁護士法第23条の2第1項に，「弁護士は，受任している事件について，所属弁護士会に対し，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申し出があった場合において，当該弁護士会は，その申し出が適当でないと認めるときは，これを拒絶することができる。」また，同条第2項に，「弁護士会は，前項の規定による申し出に基づき，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定され，官庁，公共団体その他の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，市長はその照会に応じなければならない義務はなく，拘束力はない。

しかし，本件照会は正当な請求権を有した横浜弁護士会会長によって行われたものであり，弁護士には弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利及び義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会を求める理由として，著作権法に基づく著作権侵害差止等仮処分命令申立事件について，著作権侵害行為の態様，状況の確認等の理由から，当事者の特定をする必要があるため，とのことである。

横浜弁護士会への照会申出人である弁護士への依頼者は，社団法人日本音楽著作権協会であり，当該協会は著作権侵害の監視，著作権侵害者に対する法的責任の追及などを主な業務とした社団法人であり，当該申立事件は，著作権法の適正な運用を図るためのものである。

また，本件の目的外に提供する個人情報は，食品衛生法の規定による営業許可に関する事務に係る個人情報であり，当該個人情報の入手については他に替える手段が想定し難いものである。

以上のことから，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

- (3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。
しかし、本件の場合、当事者を特定した上で著作権侵害行為の状況確認等を行うことから、本人通知をした場合には、当該状況確認等の調査遂行に支障が生じる旨、照会申出人である弁護士に確認している。このことから、本人通知の省略について、合理的理由があると認められるため、本人通知を省略する。
- (4) 提出書類
ア 横浜弁護士会会長からの弁護士法第23条の2に基づく照会文書
イ 食品営業許可台帳
ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関は、目的外に提供する必要性について次のように述べてい
る。

ア 本件照会は、正当な請求権を有する横浜弁護士会会長によって行わ
れるものである。

イ 本件照会の具体的必要性については、「著作権法に基づく著作権侵
害差止等仮処分命令申立事件について、著作権侵害行為の態様、状況
の確認等の理由から、当事者の特定をする必要があるため」とのこと
である。

ウ 横浜弁護士会への照会申出人である弁護士への依頼者は、社団法
人日本音楽著作権協会であり、当該協会は著作権侵害の監視、著作
権侵害者に対する法的責任の追及などを主な業務とした社団法人で
あり、当該申立事件は、著作権法の適正な運用を図るためのもので
ある。

エ 本件の目的外に提供する個人情報は、食品衛生法の規定による営
業許可に関する事務に係る個人情報であり、当該個人情報の入手に
ついては他の代替手段が想定し難いものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認
められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につい
て

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、
あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、当事者を特定した上で著作権侵害行為の状況
確認等を行うことから、本人通知をした場合には、当該状況確認等の
調査遂行に支障が生じることを、照会申出人である弁護士に確認して

いる。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上